

中村学園大学(含む短期大学部)研究データの保存に関する細則

平成29年4月1日

制定

(目的)

第1条 この細則は、中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程第4条第3項及び中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究費の適正な管理・運営に関する規程第6条第1項第3号に基づき、研究データの保存及び管理に関して必要な事項を定め、研究成果の第三者による検証可能性を確保することで、研究不正リスクを防止し、適正な研究活動を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この細則において、「研究データ」とは、研究活動に伴い発生又は使用する以下に掲げるもののうち、外部に発表した研究成果に関するものであって、研究者等が当該研究活動の正当性等を説明するために必要となるものをいう。

- (1) 文書(実験ノート等を含む)、数値データ、画像等の「資料」
- (2) 実験試料、標本等の「試料」
- (3) 装置

2 この細則において、「研究者等」とは、本学に雇用されて研究活動に従事している者及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者(学部学生を除く)をいう。

(研究データの保存)

第3条 研究者等は、本学における研究活動により自らが作成又は取得した研究データを以下のとおり適切に保存しなければならない。

- (1) 実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノートなどの形で残さなければならない。
- (2) 実験ノートには、実験等の操作のログやデータ取得の条件等を、後日の利用・検証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ事後の改変を許さない形で作成しなければならない。
- (3) 実験ノートは研究活動の一次情報記録として適切に保管しなければならない。
- (4) 研究データは、後日の利用・参照が可能となるように適正な形で保存しなければならない。
- (5) 研究データは、それらを生み出した研究者自身が責任をもって保存・管理しなければならない。なお、転出や退職した後も本細則で定める期間は適切に管理しなければならぬ。

ばならない。

(保存期間)

第4条 研究データの保存期間は、以下のとおりとする。

- (1) 第2条第1項第1号については、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。ただし、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合には、合理的な範囲で廃棄することも可能とする。
- (2) 第2条第1項第2号及び第3号については、原則として、当該論文等の発表後5年間とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なものや、保存に多大なコストがかかるものについてはこの限りではない。
- (3) 法令等に別に保存期間に関する定めがある場合はそれに従う。
- (4) 共同研究等外部から研究資料を受領する場合において、研究資料の保存期間に関する契約若しくは定めがある場合は、契約等で定められた機関に従う。

(開示)

第5条 研究者等は、論文等の形で発表した研究成果について、学長その他の求めに応じ、研究活動の適正性について科学的根拠をもって説明するとともに、必要に応じ、研究データ等を開示しなければならない。なお、転出や退職後もその責任を負うものとする。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年7月1日から施行する。